

各 位



平成 25 年 12 月 20 日

会 社 名 株 式 会 社 ワ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 正 彦
(コード番号:6727 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 兼 執 行 役 員 財 務 本 部 長
長 谷 川 渉
(TEL 0120-056-665)

証券取引等監視委員会による当社元従業員に対する 課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元従業員に対して、金融商品取引法違反（インサイダー取引規制違反）の事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、課徴金納付命令を发出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の内容

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である当社元従業員は、当社が平成 25 年 1 月 23 日に行った当社平成 25 年 3 月期業績予想および配当予想の修正に関する未公開事実をその職務に関して知り、当該事実が公表される前に、当社株式 35 株を買い付けたものです。

勧告では、この行為が金融商品取引法第 175 条第 1 項に規定する「第 166 条第 1 項または第 3 項の規定に違反して、同上第 1 項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

なお、この違反行為に対し、当社元従業員が、金融商品取引法に基づき納付を命じられる課徴金の額は 203 万円です。

2. 当社の今後の対応について

当社では、内部者取引規程を制定し、当社株式を売買する場合の事前承認、売買可能期間設定など、インサイダー取引の未然防止に向けて制度を厳格に適用するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努めてまいりました。

そのような中で、当社元従業員が勧告を受けたことは誠に遺憾であり、当社といたしましては今回の事実を厳粛に受けとめ、当社役員及び従業員による内部者取引未然防止の強化・徹底に一層努めるとともに、全社を挙げて対策に取り組んでまいります。

株主・投資家をはじめ関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上